

# 地域主権改革の これまでの流れについて

平成 24 年 7 月 12 日  
地域主権戦略室

# 地域主権改革の推進体制

## 地域主権戦略会議

地域主権改革の司令塔

設置根拠：閣議決定

設置：平成21年11月17日

開催実績：16回

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣府特命担当大臣（地域主権推進）

構成員：副総理、  
総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、  
国家戦略担当大臣、  
内閣府特命担当大臣（行政刷新）  
内閣総理大臣が指名する有識者

「地域主権戦略大綱」で示された工程に沿って、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、補助金等の一括交付金化、出先機関の原則廃止等を議論

## 国と地方の協議の場

関係閣僚と地方6団体の代表が、地方に関する重要政策について協議する場

設置根拠：国と地方の協議の場に関する法律

設置：平成23年4月28日

開催実績：（法制化後）本体会合9回、分科会4回

（国側）

議長：内閣官房長官

議長代行：総務大臣

構成員：副総理、  
内閣府特命担当大臣（地域主権推進）、  
財務大臣、国家戦略担当大臣、  
内閣府特命担当大臣（行政刷新）

（地方側）

副議長：全国知事会長

構成員：地方6団体の代表者

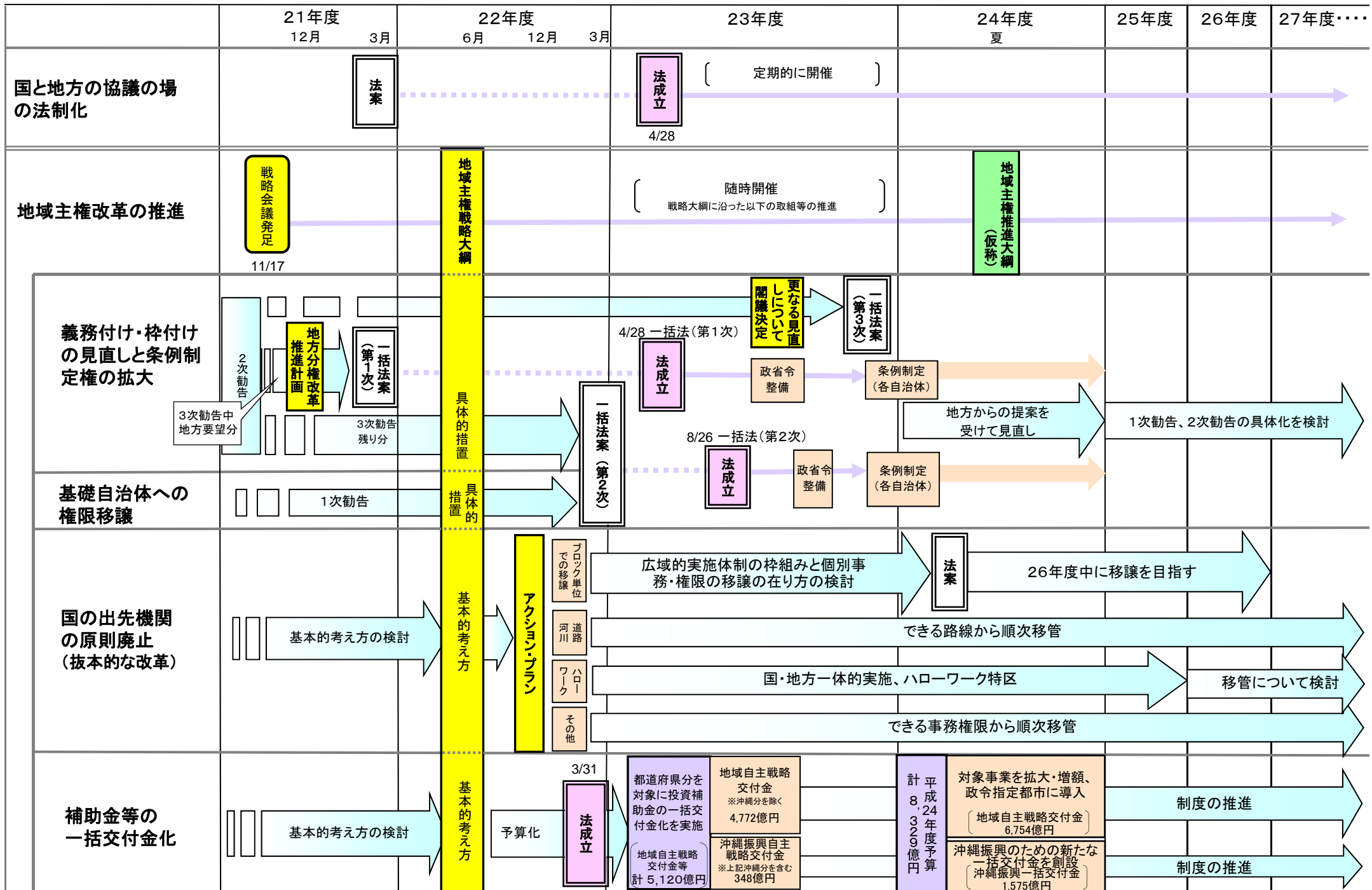
社会保障・税一体改革、子どもに対する手当、地方財政対策、東日本大震災復興対策等について協議

# 地域主権改革のこれまでの取組

改革課題	改革の理念	これまでの取組実績
義務付け・枠付けの見直し 基礎自治体への権限移譲	事務の実施やその方法を地方議会が定める条例によって決定すること等により、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改める。	1次一括法（23年4月28日成立） 2次一括法（23年8月26日成立） 3次一括法案（24年3月9日国会提出）
補助金等の一括交付金化	国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にする。	「地域自主戦略交付金」等を創設 23年度：5,120億円※1 （※1 沖縄振興自主戦略交付金を含む） 24年度：6,754億円※2 （※2 沖縄振興一括交付金を含めると8,329億円）
出先機関の原則廃止	事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする。	「アクション・プラン」 （22年12月28日閣議決定） 出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に関する法案を今通常国会に提出予定
国と地方の協議の場	地方に関する重要政策等について、国と地方が協議する場を設ける。	国と地方の協議の場法 （23年4月28日成立） 法制化後、本体会合を9回開催

# 地域主権改革の進展状況

(H24.4.27 第16回地域主権戦略会議後)



# 「義務付け・枠付けの見直し」について

- 地方自治体の事務について、「事務を実施するかどうか」や「実施の内容・方法」を地方が決定できるようにするための改革。
- 各府省所管法律を一括改正し、事務の義務付け規定の廃止や、事務の内容の条例委任をすること等により実現。

10, 057条項「～しなければならない」「～してはならない」という規定

4, 076条項(見直し対象・分権委二次勧告)

889条項・分権委二次勧告  
見直しすべきとされたもの

**実施 636条項(71.5%)**

- ・保育所の施設基準の条例委任
- ・有料道路の料金変更の大臣許可を事後報告へ

**未実施 253条項**

【個別に義務付けを残すべきもの】

- ・計画に記載された事業に国庫負担がつく場合の同意
- ・建築制限を定める都市計画の住民への公表

1, 216条項

第1次・第2次見直しの検討対象

363条項  
見直しすべきとされたもの

**実施 291条項(80.2%)**

**未実施 72条項**

【個別に義務付けを残すべきもの】

- ・介護サービス事業者の不正について市町村から都道府県への通知
- ・委員会の委員の選挙による選任の義務付け

1, 212条項

第3次見直しの検討対象

1, 648条項

【性質上、義務付けを残すべきもの】

- ・災害の発生について市町村が都道府県に報告すること
- ・感染症患者が発見された旨の届出を受けた知事の大任への報告
- ・河川での工作物の除却命令を受けた者への損失補償

- (a)施設の基準
- (b)協議等の国の関与
- (c)計画策定手続

1次一括法  
2次一括法

- ①地方からの提言等に係る事項
- ②通知・届出・報告、公示・公告等
- ③職員等の資格・定数等

昨年11月29日閣議決定、一括法案3月9日提出

引き続き、地方からの提案を受けて見直しを進める

## 国の基準と異なる地方独自の基準の例

### 公営住宅の入居基準

(※)特に居住の安定を図るべき者として、収入基準を通常より引き上げる世帯

#### 【子育て支援、住宅の世代構成の多様化を図る観点からのもの】

- ・裁量階層(※)の対象範囲  
：高齢者、未就学児童がいる世帯等 ⇒ 中学生以下の児童がいる世帯に拡大(奈良県桜井市等)  
新婚世帯を追加、その収入基準を月収25.9万円以下に引上げ(兵庫県)

#### 【定住促進・地域活性化の観点からのもの】

- ・収入基準:月収15.8万円以下⇒中山間地域の住宅については、月収25.9万円以下に引上げ(浜松市)
- ・同居親族要件:高齢者、障害者等以外は親族による世帯のみ入居⇒過疎地域であり、単身でも入居可能に(島根県津和野町)

#### 【その他雇用・失業対策等の地域の課題への対処】

- ・同居親族要件:高齢者、障害者等以外は親族による世帯のみ入居⇒離職者は、単身でも入居可能に(愛知県)

### 道路の構造の技術的基準

#### 【渋滞緩和の観点からのもの】

- ・交差点の車線幅:都市部のみ縮小可能⇒郊外部についても、縮小を可能にし、右折レーンの設置を容易に(香川県等)
- ・停車帯の幅員:原則2.5m⇒すり抜け防止、違法駐車対策のため、1.5mを標準に(愛知県)

#### 【効率的・効果的な整備の観点からのもの】

- ・1.5車線道路:平地部の県道では導入できない⇒平地部の県道でも交通量が少ない場合は導入可能に(兵庫県)

### 保育所の設備・運営の基準

#### 【待機児童の解消の観点からのもの】

- ・0、1歳児のほふく室の面積:1人当たり3.3㎡以上⇒年度途中の受入れに限り2.5㎡に緩和(東京都)
- ・0~6歳児の保育室等の面積:1人当たり1.65㎡~3.3㎡以上⇒待機児童が発生する地域の保育所は1.65㎡に緩和(大阪市)

#### 【保育体制の強化の観点からのもの】

- ・職員の配置:保育士等以外は基準なし⇒食育推進担当者の配置を義務付け、0、1歳児保育につき保健師等の配置を努力義務化(佐賀県)
- ・防災計画:基準なし⇒避難誘導や市町担当者との連絡網を含む施設内防災計画の作成を義務付け(山口県)

## 1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備  
(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる  
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保  
(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

## 2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路  
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川  
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)  
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施  
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)  
当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討  
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

## 3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

## 4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

## 5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い  
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い  
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備  
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

# ハローワークに係る取組状況

## ○出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針(抄)

(H23.12.26第15回地域主権戦略会議了承)

知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う(仮称:ハローワーク特区)。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。

## ○国と地方の一体的取組

希望する地方自治体において、国の無料職業紹介、自治体の相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施。

(最新の状況(H24.7.1現在))

提案のあった地方自治体:

43都道府県、55市区町から提案。  
他に1件、県と市が共同提案。

・事業が開始されたもの:

26道府県(提案の一部)、33市区

・厚生労働省と提案自治体間で協議中:

3県(提案の一部)、19市区町、1共同提案

## ○ハローワーク特区について

(H24.5.7公共職業安定所(ハローワーク)チーム会合)

チーム会合として、ハローワーク特区について以下の方向で具体化を進めるとの結論を得た。

○厚生労働省は、埼玉県及び佐賀県から提案されたハローワーク特区の「枠組み」に沿って、省令改正等所要の措置を講じること。

○特区の対象となるハローワークは、ハローワーク浦和及びハローワーク佐賀であること。

○それぞれの特区における具体的な取組の内容について、厚生労働省は埼玉県及び佐賀県とよく詰めること。

○事業開始は、今年の10月を目途とすること。

(提案されたハローワーク特区の「枠組み」)

※厚生労働大臣と県知事がハローワーク特区協定を締結する。

※県知事は労働局長に対し、協定に基づいて必要な指示をすることが出来る。

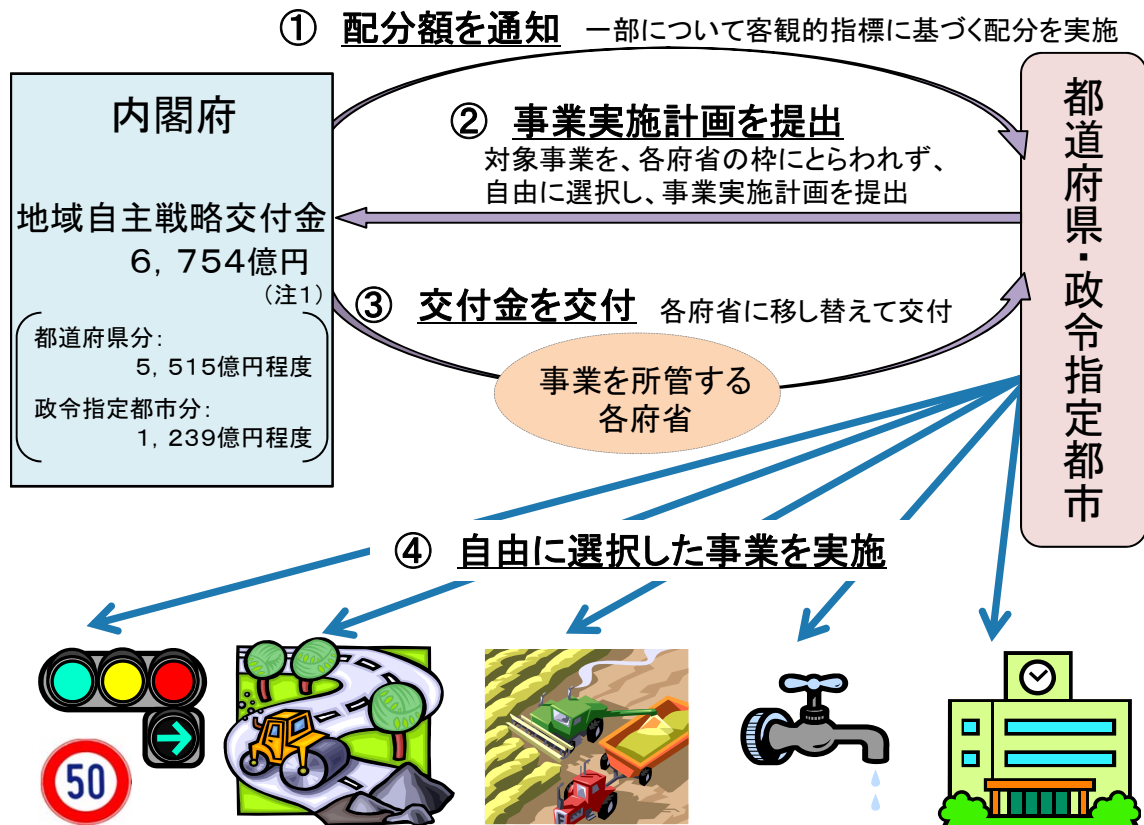
※厚生労働省令(雇用対策法施行規則)で、このような協定を締結できる旨などを規定する。



# 地域自主戦略交付金

- 国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、平成23年度に創設。
- 内閣府に一括して予算を計上し、各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付。
- 平成24年度は、23年度に一括交付金化を実施した都道府県分について、対象事業を拡大・増額したほか、政令指定都市に一括交付金を導入。対象事業は8府省18事業に拡大。

## <スキーム>



(注1)このうち、北海道(札幌市を含む)分353億円程度、離島分115億円程度、奄美分37億円程度(金額は配分予定額の一部)。

(注2)上記のほか、経常的経費を含んだ「沖縄振興一括交付金」を沖縄独自制度として24年度創設(1,575億円)。この交付金との合計は8,329億円となる。

## <主な対象事業>

- 交通安全施設整備費補助金の一部(警察庁)【**拡充**】
- ◎消防防災施設整備費補助金(総務省)
- ◎学校施設環境改善交付金の一部(文部科学省)【**拡充**】
- ◎水道施設整備費補助の一部(厚生労働省)
- ◎社会福祉施設等施設整備費補助金の一部(厚生労働省)【**新設**】
- ◎農山漁村地域整備交付金の一部(農林水産省)【**拡充**】
- ◎農山漁村活性化対策整備交付金の一部(農林水産省)【**新設**】
- 農業・食品産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【**新設**】
- 水産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【**新設**】
- ◎工業用水道事業費補助(経済産業省)
- ◎社会資本整備総合交付金の一部(国土交通省)【**拡充**】
- 自然環境整備交付金(環境省)【**拡充**】
- ☆循環型社会形成推進交付金の一部(環境省)【**新設**】

◎:都道府県及び政令指定都市を交付対象

○:都道府県を交付対象 ☆:政令指定都市を交付対象